

令和2年10月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和2年10月26日 月曜日 9時00分開会
2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	職務代理者	5番	日笠山 隆
委員	1番	日高 仙三	委員	2番	中村 裕臣
”	3番	中村 逸夫	”	6番	鮫島 繁樹
”	7番	深田 広文	”	8番	杉 為昭
”	9番	河本 アツミ	”	10番	牛越 紀幸
”	11番	岩本 延男	”	12番	中村 正幸
”	13番	日笠山 昭代	”	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

5. 日程表

- (1)開 会
- (2)開会挨拶
- (3)議 事

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 2議案第46号 農地法第3条の規定による許可指令の取消について

日程第3号 2議案第47号 農地法第3条の規定による許可について

日程第4号 2議案第48号 非農地証明について

日程第5号 2議案第49号 あっせんについて

日程第6号 2議案第50号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

(4)そ の 他

(5)閉 会

(6)会議の概要

9時00分開会

次 第	発 言 者	内 容
1. 開 会	事務局長	○おはようございます。 それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これより令和2年10月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり、会長にご挨拶いただき、その後議事進行をお願いいたします。
2. 開会挨拶	会長	(会長挨拶)
3. 議 事	議長	○これより本日の会議を開きます。 本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。
日程第1号 議事録署名委員の指名	議長	○まず、日程第1 西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。10番委員、11番委員を指名いたします。
日程第2号 2議案第46号	議長	○これより議案審議に入ります。 日程第2議案第46号農地法第3条の規定による許可指令の取消についてを議題といたします。 事務局に議案説明をお願いします。
	事務局長	○議案第46号農地法第3条の規定による許可指令の取消についてご説明いたします。 許可後、譲渡人より異議申立の提出があったので農地法の規定により許可処分取消決定を求めるものです。 整理番号1、地目畑、面積3,402㎡、契約の種類耕作貸借権設定、契約期間10年で、令和2年8月27日指令西農委第64号で許可処分したものです。 取消の理由は、譲渡人から無効であるとの異議申立があり、双方からの意見聴取し、精査した結果、申請の適格を欠けていることが判明したためであります。以上であります。
	議長	○ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。 皆さんから質疑等あれば。
	議長	(質疑等なし)
	議長	○はい、それでは、ないようですので、議案第46、ただいまの3条に規定する許可指令の取り消しについてを採決いたします。 取消することに賛成する方、挙手をお願いいたします。
		(全員挙手)
		○ありがとうございました。 全会一致でありますので、本件は許可を取り消すことに決定いたしました。
日程第3号 2議案第47号	議長	○続きます、日程第3議案第47号農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。 事務局説明をお願いします。
	事務局	○日程第3議案第47号農地法第3条の規定による許可についてを説明いたします。資料は2ページです。 今月は貸借権設定2件、使用貸借権設定1件、合計3件の申請がありました。 1番です。安納下郷地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積4,798㎡を賃借により10年間借り受けるものです。 本件1番については、許可後の経営面積が4,798㎡となり、下限面積の20アールを超えます。 2番です。国上寺之門地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積7,758㎡を使用貸借により5年間借り受けるものです。 3番です。現和浅川地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,580㎡を賃借により5年間借り受けるものです。 以上で説明を終わります。

議長	○ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。続いて担当委員のほうから。 (「はい」の声あり)
1番委員	○1番です。番号1について、報告をいたします。 昨日、推進委員、私と譲渡人と一緒に現地調査を行いました。譲渡人の代表者と譲受人の代表者に関しましては、兄弟関係にあるところです。 今回、皆さんも御存じのとおり、譲渡人、貸人に関しましては、安納校区で、園芸、畜産を営む、大規模な農業法人でありました。 以前から、畜産と園芸の経営分離の話し合いがもたれていましたが、なかなか今までは、農業用機械とか、いろんな資金面の分離が難しかったんですが、そういうのをクリアして、今回、畜産部門、農業生産部門を分離して、畜産部門の法人が設立して、今回、譲渡人所有牧草畑の貸借申請であります。 これから、防草畑に関してはどんどんこのような貸借申請が出てくると思います。 双方を確認いたしました。申請どおり、間違いはございませんでした。以上です。
3番委員	○3番です。整理番号2番について報告いたします。 10月21日に推進委員と、貸人、借人立ち会いのもと、現地調査を行いました。 借人は、兄の協力も得ながら安納イモ、サトウキビを作付する、国上寺之門の在住の兼業農家です。 現地は、3筆のうち2筆には、立派なサトウキビが作付されておりました。 残りの1筆は、遊休農地解消対策事業を利用して、整備することでした。 農業機械についても、一式そろっておりまして、経営技術についても申し分ないと思います。 なお、貸人には、直接お会いして、確認をしております。 以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。
12番委員	○12番です。番号3について報告します。 10月23日朝10時、借人立ち会いで、現地調査を行いました。 借人は、繁殖牛22頭、子牛14頭を飼育されてる、現和校区在住の畜産農家であり、昼間は、床屋を営み、朝昼晩頑張っている兼業農家です。 この畑は、割畑で奥のほうに位置し、1年ぐらい前より借り手を探しておりましたが、なかなか見つからず、畑の荒廃を心配する貸人から、無償でもいいからとにかく探してほしいとの要請で、借地料の交渉をしながらのあっせんにより、今回の契約となりました。 畑には、牧草を植えるとのことでした。 農業機械も所有していますが、足りないところは親兄の農業機械を借用することが可能であります。そして経営技術においても、何ら申し分ありません。 双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。
議長	○ありがとうございました。 ただいま、事務局並びに担当委員のほうから報告ありました。本件について、皆さんから何か質問がありましたら、挙手をお願いいたします。 (挙手なし)
議長	○ないようですので、質疑を終了し議案第47号、農地法第3条の規定による許可についてを採決いたします。 許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	○ありがとうございました。 全会一致であります。本案は許可することに決定いたしました。

日程第4号 2議案第48号	議長	○続きますして日程第4議案第48号非農地証明についてを審議いたします。 事務局説明をお願いいたします。
	事務局	○日程第4議案第48号非農地証明についてを説明いたします。資料は3ページです。 1番です。榕城城地区です。台帳地目は田ですが、昭和50年頃から耕作せず、現在宅地となっています。交付基準2に基づいた申請です。 2番です。榕城城地区です。台帳地目は田ですが、昭和50年頃から耕作せず、現在宅地となっています。交付基準2に基づいた申請です。 3番です。住吉能野里地区です。台帳地目は畑ですが、昭和28年頃から耕作せず、現在宅地となっています。交付基準2に基づいた申請です。 以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。
	議長	○ありがとうございます。ただいま事務局のほうから説明がありました。 これについて23日に現地調査が行われてるようでございます。 調査委員の皆様お疲れさまでした。委員長のほうから報告をお願いいたします。
	8番委員	○はい、8番委員です。10月23日午前9時、調査委員、私と9番委員、事務局2名、現地で、担当の5番委員と合流しまして、申請者の代理人立ち会いのもと、現地を確認いたしました。 整理番号1番と2番につきましては、隣接して申請人も同一人ということで、あわせて御説明をさせていただきます。 1のほうにつきまして、今スライドで映しておりますけれども、議案書にあるとおり、もう以前、昭和50年ぐらい前から全く利用せずに、ブロック塀を設置しておりますけれども、駐車場ということになっております。 2につきましては、ごらんのとおりもう相当以前に家が建っておりますして、これらはもう農地ではございません。 続き3番目が映しておりますが、同日9時40分、市の事務局、9番委員、それから現地から深田委員をお越しいただきまして、申請人ほか2名の立ち会いのもと現地を調査しました。 理由欄に書いてあるとおり、昭和28年ごろも相当前から、もう既に家が建っていて、皆さん御存じの元県議の御自宅でございます。 これを申請人が相続されて、地目が畑だとわかったということで、同様の案件なんでございます。御審議のほどよろしく願います。
	議長	○ありがとうございます。ただいま調査委員長のほうから報告がありました。
	5番委員	○担当委員のほうから何か補足説明があれば、願います。 ○すみません補足といいますが、番号1は備考欄で、宅地ということになってますが駐車場として利用しています。 番号2は宅地、これ昭和50年と書いてますけども、老朽化してまして太分古いです。以上です。
	議長	○9番委員に何かあれば。 (「なし」の声あり)
	7番委員	○7番です。調査委員長の報告のとおりでございます。許可相当だ、相当と考えております。
	議長	○はい。ありがとうございます。この件につきまして皆さんのほうから何か、質疑等あれば願います。 (質問等なし)
	議長	○ないようですので、議案第48号の採決をいたします。原案どおり非農地と認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)

		○ありがとうございました。 全会一致ですので、本件は非農地として認めることに決定をいたしました。
日程第5号 2議案第49号	議長	○続きまして、日程第5議案第49号あっせんについてを議題といたします。事務局説明をお願いします。
	事務局	○日程第5議案第49号あっせんについてです。資料は4ページから5ページです。 1番「貸したい」の申し出です。場所は現和・庄司浦地区です。現在耕作中のため、1月以降の貸し出しとなります。 賃借料については標準額でお願いしたいとのことです。 あっせん委員につきましては、6番委員と、12番委員にお願いいたします。 2番「売りたい・貸したい」の申し出です。場所は現和・西俣及び武部地区です。資料には書いておりませんが、賃借の場合は標準額で、売買については鮫島委員を通じて相談させてほしいとのことです。 また、檜木間伏6702番6から6702番9は4筆で1枚となります。あっせん委員につきましては、6番委員と、12番委員にお願いいたします。以上です。
	議長	○ありがとうございました。ただいまあっせんの議案の説明がありましたけれども何か皆さんのほうから質疑等ありましたらお願いします。
	議長	(意見等なし) ○意見はないようですので、あっせん委員になられた方よろしくお願いをいたします。
日程第6号 2議案第50号	議長	○続きまして日程第6議案第50号農用地利用集積計画策定に係る意見についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。
	事務局	○日程第6議案第50号農用地利用集積計画策定に係る意見についてを説明いたします。 まず始めに、利用権の設定を説明いたします。6ページをお開き下さい。 1段目です。期間が令和2年11月1日から令和12年10月31日の10年間、地目畑、面積1,303㎡、合計面積1,303㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。 内訳については7ページを、詳細については8ページから9ページをご覧ください。 続きまして所有権移転を説明します。10ページをお開き下さい。 令和2年11月1日に所有権を移転するものです。地目畑、面積1万478㎡、合計面積1万478㎡、所有権を移転する者1人、受ける者1人です。 内訳については11ページを、詳細については12ページから13ページをご覧ください。 続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。 まず初めに、所有者から地域振興公社への利用権設定を説明します。14ページをお開き下さい。 1段目です。期間が令和2年11月1日から令和7年3月31日の4年5ヶ月間、地目畑、面積5,872㎡、合計面積5,872㎡、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。 2段目です。期間が令和2年11月1日から令和7年10月31日の5年間、地目畑、面積7,341㎡、合計面積7,341㎡、利用権の設定をする者3人、受ける者1人です。 3段目です。期間が令和2年11月1日から令和8年11月30日の6年1ヶ月間、地目畑、面積2万827㎡、合計面積2万827㎡、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。 4段目です。期間が令和2年11月1日から令和12年10月31日の10年間、地目畑、面積3,511㎡、合計面積3,511㎡、利用権の設定をする者3人、受ける者1人です。 内訳については15ページを、詳細については16ページから2

	<p>5ページをご覧ください。</p> <p>続きまして、地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。26ページをお開き下さい。</p> <p>1 段目です。期間が令和2年11月1日から令和7年3月31日の4年5ヶ月間、地目畑、面積5,872㎡、合計面積5,872㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。</p> <p>2 段目です。期間が令和2年11月1日から令和7年10月31日の5年間、地目畑、面積7,341㎡、合計面積7,341㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者3人です。</p> <p>3 段目です。期間が令和2年11月1日から令和8年11月30日の6年1ヶ月間、地目畑、面積2万827㎡、合計面積2万827㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。</p> <p>4 段目です。期間が令和2年11月1日から令和12年10月31日の10年間、地目畑、面積3,511㎡、合計面積3,511㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者3人です。</p> <p>内訳については27ページを、詳細については28ページから35ページをご覧ください。</p> <p>以上で説明を終わります。委員の皆様のご審議よろしく願います。</p>
議長	<p>○ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。</p>
7 番委員	<p>農地中間管理事業を除きまして、利用権設定から所有権移転について、担当委員の報告をお願いします。</p> <p>○7 番です。</p> <p>利用権設定の整理番号1について説明をいたします。</p> <p>10月の21日午後、推進委員、借人の構成員の立ち会いで、現地調査を行いました。</p> <p>現地は、住吉能野里地域内にありまして、サトウキビが作付されておりました。</p> <p>借人は、農地所有適格化法人で認定農業者で、サトウキビを中心経営拡大を図っている生産者でございます。</p> <p>農機具類、作業員等を積極的に活用いたしまして、農業生産の拡大を図っており、何ら、問題のない生産者と思われまます。</p> <p>貸人は高齢者のため、長男さんに電話で確認をとっております。</p> <p>以上調査の結果、許可相当と思われまます。よろしく願います。</p>
14番委員	<p>○所有権移転、整理番号1について説明します。</p> <p>10月24日、午後1時から譲受人立ち会いのもと、推進委員と3人で現地を調査しました。</p> <p>譲受人と譲渡人は親子関係です。</p> <p>現地は以前より茶を栽培しており、譲受人は、認定農業者で後継者も確保しており、機械等一式そろっております。</p> <p>特に問題はないと思われまます。よろしく願います。以上です。</p>
議長	<p>○はい、ありがとうございました。</p> <p>利用権設定と所有権移転、この二つの案件について審議を先にしたいと思われまます。</p> <p>ただいま、担当委員のほうから、また事務局のほうから説明がありました。</p> <p>何か皆さんのほうから、質問等ありましたら、挙手でお願います。</p>
議長	<p>(挙手なし)</p> <p>○それではないようですので、議案第50号を採決いたします。</p> <p>農地中間管理事業まで含んで、農用地利用集積計画策定に係る意見について原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>○ありがとうございました。全員の賛成ですので、本案は承認することに決定をいたしました。</p>

		以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。
4. その他	会長 事務局	○次は、その他であります。事務局のほうから何か。 (11月のスケジュールについて、資料により説明) (農地利用最適化推進会議資料について説明) (農業者年金制度と加入推進について、資料により説明) (全国農業新聞の加入促進について、資料により説明) (先進地研修について)
	会長	○ほか皆さんから情報提供等ございませんか。
5. 閉 会	会長	○ないようですので、10月の農業委員会定例総会を終了いたします。皆さんお疲れさまでした。

9時43分閉会

西之表市農業委員会会議規程第10条の規定により署名する。

令和2年11月25日

西之表市農業委員会 会長 _____ 印

西之表市農業委員会 10番委員 _____ 印

西之表市農業委員会 11番委員 _____ 印